

有限責任事業組合（LLP）経由での投資について （エンジェル税制の適用対象外）

目次

1. エンジェル税制の適用が認められる組合の種類
2. 有限責任事業組合はエンジェル税制対象外

1. エンジェル税制の適用が認められる組合の種類

組合経由でベンチャー企業に株式投資が行われる場合、当該組合員たる株主がエンジェル税制の適用が認められていますが、その対象となる組合については、**法令上、「民法上の組合（任意組合）」および「投資事業有限責任組合（LPS）」の2つのみ**となっています。

2. 有限責任事業組合はエンジェル税制対象外

一方、事業者への円滑な資金供給の促進を目的として組織される投資事業有限責任組合（LPS）（投資事業有限責任組合契約に関する法律第1条（目的））と異なり、共同事業の促進等を目的として組織される有限責任事業組合（LLP）（有限責任事業組合契約に関する法律第1条（目的））があります。

しかし、有限責任事業組合（LLP）は、組合の目的が事業者への資金供給でないことからエンジェル税制の適用対象となっておりません。